
平成19年 第3回 築上町議会定例会会議録 (第5日)

平成19年9月21日 (金曜日)

議事日程 (第5号)

平成19年9月21日 午前10時00分開議

- 日程第1 議席の変更について
- 日程第2 議案第79号 平成19年度築上町一般会計補正予算 (第2号) について
- 日程第3 議案第80号 平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第4 議案第81号 平成19年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第5 認定第1号 平成18年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第2号 平成18年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第3号 平成18年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第4号 平成18年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第5号 平成18年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第6号 平成18年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第7号 平成18年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第8号 平成18年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第9号 平成18年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第10号 平成18年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第11号 平成18年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第82号 築上町敬老祝金条例の制定について
- 日程第17 議案第88号 築上町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条

例の制定について

(追加議案)

日程第18 議案第89号 平成19年度築上町一般会計補正予算(第4号)について

日程第19 常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

本日の会議に付した事件

日程第1 議席の変更について

日程第2 議案第79号 平成19年度築上町一般会計補正予算(第2号)について

日程第3 議案第80号 平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第4 議案第81号 平成19年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第5 認定第1号 平成18年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第2号 平成18年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第3号 平成18年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 認定第4号 平成18年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 認定第5号 平成18年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第6号 平成18年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第7号 平成18年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第8号 平成18年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第9号 平成18年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第10号 平成18年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第11号 平成18年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 議案第82号 築上町敬老祝金条例の制定について

日程第17 議案第88号 築上町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条

例の制定について

(追加議案)

日程第18 議案第89号 平成19年度築上町一般会計補正予算(第4号)について

日程第19 常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

出席議員(19名)

1番	首藤萬壽美君	2番	塩田 文男君
3番	工藤 久司君	4番	塩田 昌生君
5番	田原 宗憲君	6番	丸山 年弘君
7番	西畑イツミ君	8番	西口 周治君
9番	有永 義正君	10番	田村 兼光君
11番	成吉 暲奎君	12番	吉元 成一君
14番	武道 修司君	15番	平野 力範君
16番	中島 英夫君	17番	繁永 隆治君
18番	田原 親君	19番	信田 博見君
20番	宮下 久雄君		

欠席議員(1名)

13番 岡田 信英君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江本偉久雄君 主査 西畑 弥生君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	新川 久三君	副町長	……………	八野 紘海君
収入役	……………	岡部 和徳君	総務課長	……………	中村 信雄君
秘書課長	……………	西村 好文君	財政課長	……………	田原基代孝君
企画課長	……………	加来 篤君	地域振興課長	……………	中野 誠一君
人権課長	……………	吉田 一三君	住民課長	……………	遠久 隆生君
税務課長	……………	椎野 義寛君	健康福祉課長	……………	吉留 久雄君

高齢者福祉課長	……………	吉留 正敏君	産業課長	……………	出口 秀人君
建設課長	……………	内丸 好明君	上水道課長	……………	中嶋 澄廣君
下水道課長	……………	平岡 司君	会計課長	……………	川崎 道雄君
農業委員会	……………	後田 幸政君	住民生活室長	……………	落合 泰平君
管理課長	……………	安田 美鈴君	企業立地課長	……………	竹本 正君
環境課長	……………	松田 倫夫君	学校教育課長	……………	中村 一治君
生涯学習課長	……………	舟川 忠良君	監査室長	……………	吉留 康次君
徴収専門官	……………	大田 隆君	徴収専門官	……………	小林 實君
審議官	……………	白川 義雄君	代表監査委員	……………	浦岡 信男君

午前10時00分開議

○議長（成吉 暲奎君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は19名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

ただいまから議事に入ります。

日程第1. 議席の変更について

○議長（成吉 暲奎君） 日程第1、議席の変更について、会議規則第4条第3項により議席の変更をします。11番議員と12番議員を入れかえ、変更後の議席はただいま着席している議席とします。

日程第2. 議案第79号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第2、議案第79号平成19年度築上町一般会計補正予算（第2号）について議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第79号平成19年度築上町一般会計補正予算（第2号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、町敬老年金後期分、火葬場施設関連経費、簡易水道事業特別会計繰り出し金、私立保育園推進補助金等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございます。

次に、産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（繁永 隆治君） 議案第79号平成19年度築上町一般会計補正予算（第

2号)について、所管の項目について慎重に審議した結果、土地改良区事業調査委託料、液肥業務関係人材活動経費、町住宅37棟分の解体工事関係経費等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定したので報告します。

以上。

○議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでございました。

次に、総務常任委員長。

○総務常任委員長(宮下 久雄君) 議案第79号平成19年度築上町一般会計補正予算(第2号)について、所管について慎重に審査した結果、旧庁舎跡地利用検討委託費、県消防団災害等保障共済組合分担金、公債費の財源更正などが主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長(成吉 暲奎君) 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第79号については採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第79号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第79号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第3. 議案第80号

○議長(成吉 暲奎君) 日程第3、議案第80号平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長(平野 力範君) 議案第80号平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、本案について慎重に審査した結果、内示変更に伴う事業費増が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長(成吉 暲奎君) 御苦労さまでした。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第80号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第80号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第4. 議案第81号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第4、議案第81号平成19年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第81号平成19年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、本案について慎重に審査した結果、築城中部地区の漏水調査等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（成吉 暲奎君） 御苦勞でございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第81号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第81号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第5. 認定第1号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第5、認定第1号平成18年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定

について議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平野 力範君） 認定第1号平成18年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、所管の項目について慎重に審査した結果、一部反対の意見があり、採決の結果、賛成4、反対1で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（繁永 隆治君） 認定第1号平成18年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上。

○議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（宮下 久雄君） 認定第1号平成18年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

○議員（7番 西畑イツミ君） 平成18年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についての反対討論いたします。

町税及び国保税、保育料や住宅の使用料の滞納がたくさんございます。特に固定資産税におきましては2億円を超え、町営住宅の使用料は1億円を超えております。催促しても返事のない人に対しては、連帯保証人にも言って法的処置をとるべきです。監査意見書にも滞納の実態に応じた適切な収納対策を講じ、一層収入の確保に努めることが望ましいとあります。

町長はいつも言われております。借りたものは返してもらう。使ったものは支払ってもらう。期限までに納税した善良な住民との間に重大な不公平を生じることになります。町長は、毅然とした態度で法的処置をも含む対策をとるべきですが、見られませんので、この一般会計決算の認定については反対いたします。

○議長（成吉 暲奎君） 次に、賛成意見のある方。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。（発言する者あり）

反対意見がありますので、これより認定第1号について採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。認定第1号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（成吉 暲奎君） 着席をお願いします。起立17名で多数でございます。よって、認定第1号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 認定第2号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第6、認定第2号平成18年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平野 力範君） 認定第2号平成18年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、一部反対の意見があり、採決の結果、賛成4、反対1で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（宮下 久雄君） 認定第2号平成18年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

○議員（7番 西畑イツミ君） 委員会におきましても反対いたしました。この平成18年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について反対の討論をいたします。

この住宅新築資金等貸付事業は、約5億7,000万円もの多額の滞納があります。十分原因が解明されておられませんし、原因究明を徹底的にして全容を解明すべきです。監査意見書にも、回収業務に当たっては法的処置等も含め、なお一層の努力を望むとあります。悪質な人や払える能力のある人、連帯保証人も含めて払ってもらうべきです。

町長は、一般会計歳出決算のときも言いましたが、借りたものは返してもらうと常日ごろから

言っております。強制執行までは至っておりません。町長は毅然とした態度で行うべきです。町民の納得できる処置をとるよう要求し、この現状を是認するわけにはまいりません。よって、この決算の認定には反対いたします。

○議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。吉元議員。

○議員（12番 吉元 成一君） この決算の認定について賛成の立場から討論いたします。

今、西畑議員の方から大変厳しい御指摘が執行部に対してありましたが、この件については、旧椎田町、築城町の当時から、特に椎田町においては、これは西畑議員が言われるように非常に厳しい措置をとりながら回収業務を進めていると、こういうふうには感じております。特に、5億からの滞納がある原因の元凶は言い過ぎではないと思います。築城の方で、大変滞納が多いと。それはと申しますのも、執行部の怠慢で、過誤の怠慢で督促状を出してなかったりとか、あるいはそういった措置、いろんな西畑議員が言われるような措置がなされてなかったと、こういうふうに感じます。

今、今度合併してから、後日は、徴収係、あるいは人権課等が大変な努力をいただきまして、徴収の状況も上向きつつあります。借りたものは払ってもらおう。これは当然だと思います。それは当たり前のことですが、借りたときと払うときのその人個人個人の状況があると思います。その状況に応じて、例えば月々3万円払わなければならないところを、今の生活状況では最低限の生活をしなければいけないから半額の1万5,000円を入金してもらおうとか、あるいは1万円、できる限りの入金をしてもらうという努力をしてくれているということを聞いておりますので、その点から、執行部には何ら徴収に対する落ち度は今のところないように見受けますので、賛成の立場から、今後こういった滞納が一日も早く少なくなることをお願いいたしまして、賛成の立場から討論いたします。

○議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより認定第2号について採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。認定第2号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（成吉 暲奎君） 着席ください。賛成17で、多数でございます。よって、認定第2号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 認定第3号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第7、認定第3号平成18年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平野 力範君） 認定第3号平成18年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより認定第3号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第3号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、認定第3号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第8. 認定第4号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第8、認定第4号平成18年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（繁永 隆治君） 認定第4号平成18年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本委員会について慎重に審議をした結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上。

○議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これですべての討論を終わります。

これより認定第4号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第4号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、認定第4号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第9. 認定第5号

日程第10. 認定第6号

日程第11. 認定第7号

日程第12. 認定第8号

日程第13. 認定第9号

日程第14. 認定第10号

日程第15. 認定第11号

○議長（成吉 暲奎君） お諮りします。日程第9、認定第5号平成18年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第15、認定第11号の平成18年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定までは、厚生文教常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、認定第5号から認定第11号まで、一括して委員長報告を行うことになりました。

それでは、認定第5号から認定第11号までの報告を求めます。厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平野 力範君） 認定第5号平成18年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、認定第6号平成18年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第7号平成18年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第8号平成18年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第9号平成18年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第10号平成18年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第11号平成18年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告終わります。

○議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

日程第9、認定第5号平成18年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより認定第5号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第5号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、認定第5号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第10、認定第6号平成18年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより認定第6号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第6号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、認定第6号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第11、認定第7号平成18年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これより認定第7号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第7号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、認定第7号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第12、認定第8号平成18年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより認定第8号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第8号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、認定第8号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第13、認定第9号平成18年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これですべての討論を終ります。

これより認定第9号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第9号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、認定第9号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第14、認定第10号平成18年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これですべての質疑を終ります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これですべての討論を終ります。

これより認定第10号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第10号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、認定第10号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第15、認定第11号平成18年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これですべての質疑を終ります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これですべての討論を終ります。

これより認定第11号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。認定第11号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、認定第11号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第16. 議案第82号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第16、議案第82号築上町敬老祝金条例の制定について議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第82号築上町敬老祝金条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、高齢者に対する支援経費の削減であり、今日の厳しい経済環境の中、特に高齢者に対する支援は従来どおり必要と考え、福祉行政推進に逆行する本案について否決すべきものと決定しました。

○議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。宮下議員。

○議員（20番 宮下 久雄君） 委員長報告は否決ということでした。福祉行政を堅持すべきだというふうにお聞きしましたが、現在の築上町の財政状況大変な状況であると思います。当局も削減努力、一生懸命ですが、そういうところを踏まえてどういう審議がなされたか、中身をもう少し話していただきたいと思います。

○議長（成吉 暲奎君） 厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平野 力範君） いろんな意見が出ましたので、一概に事は言えないわけですが、100%現在の1万8,000円を維持せよと言われる方もいらっしゃいますし、5人、1人欠席でございましたので、5対ゼロということでしたが、削減幅をもう少し小さくして旧椎田町は1万2,000円でしたので、1万2,000円程度に、段階的に下げていったらどうかというような提案、町の経済状況は十分皆さん議員ですから自覚しております。

ただ、老人に対する思いやり、そういう部分が欠けてるのではないかと、一挙に1万8,000円を1万円にというのは納得できないということで、全員反対ということでした。

○議長（成吉 暲奎君） よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。（「議長、どちらに反対」「原案に反対ですか、それとも委員長報告に反対ですか。採決はどっちでとるんですか」と呼ぶ者あり）一応、採決は原案でとりますが、委員長に対する反対意見の方。（「委員長報告に対する反対意見ですか」と

呼ぶ者あり) はい、そうです。信田議員。

○議員(19番 信田 博見君) この議案は、厚生文教常任委員会で全会一致ということで否決という結果が出ておりますが、この結果は尊重しなければならないということであります。

しかし、今この築上町の財政状況を考えてみますと、年間1回1万円という金額は、これはもう仕方ないかなというふうに思います。近隣の市町村の状況を見てみましても、この築上町は飛び抜けて高いお金を支払っておりますし、お年寄りの方の楽しみを奪ってしまうようなことは大変心が痛みますけれども、財政難の中、あらゆるところであらゆる予算がカットされ、またイベント等も中止を余儀なくされております。

そんな中、築上町民が一丸となって、この財政危機を乗り切らなければならないという状況でありますけれども、今この築上町の置かれた状況をしっかりと把握をしていただいて、みんなの努力でこの危機を突破するためにも必要な措置だというふうに考えます。

以上。これは反対意見です。

○議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

○議員(12番 吉元 成一君) 私は総務委員会ですけど、委員長報告に対する賛成の立場で討論いたします。

なるほど、信田議員が言われるように、また執行部も言われるように、非常に喫迫した財政事情の中、経費の削減と、1人8,000円削減すると1,300数十万円の削減になると思います。そのことについては賛成せざるを得ないかなと、当初そう思っていました。周りの老人あたりに聞くと、やっぱり1年に、2回に分けてあげているわけですが、その楽しみをとられると、金額が高ければいいということじゃないんですが、先ほど他の町村に比べて大変高いということでしたから、それだったら、他の町村は年齢別で何十歳、70何歳は何ぼ、80歳は何ぼという形をとっていますので、そういった措置のとり方もあったのではなかろうかと。

そういうことを慎重にした結果、この結論を出したんなら私も賛成したいと思えますし、また議員が、皆さんが財政難で大変だということをみんな承知だとかいうふうに言っていますが、承知だったら、議員もおのずから自分たちのことも考えた方がいいんじゃないかなと。それを出す前に老人に、あなたたちへあげるのはカットしますよちゅうのは、ちょっといささか議員として言いづらいなという立場がありますので、この案については、原案については反対、委員会を支持いたします。

○議長(成吉 暲奎君) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

委員長報告に対して反対意見がありますので、これより議案第82号の原案に対して採決を行

います。議案第82号は原案のとおり賛成の方は起立をお願いいたします。（「執行部案に賛成の人」と呼ぶ者あり）はい。

〔賛成者起立〕

○議長（成吉 暲奎君） 原案に対する賛成の方で7名、少数でございました。ごめんなさい。起立は、原案に賛成の方の起立は——原案に対する賛成は7で、ほかが11でございます。よって、議案第82号は委員長の報告のとおり否決されました。

日程第17. 議案第88号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第17、議案第88号築上町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第88号築上町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、地域環境の確立を行う上で重要な条例の整備であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（繁永 隆治君） 議案第88号築上町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、地域環境の確立を行う上で重要な条例整備であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上。

○議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第88号築上町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、地域環境の確立を行う上で重要な条件整備であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第88号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第88号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第18. 議案第89号

日程第19. 常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（成吉 暲奎君） ここで追加議案です。お諮りします。日程第18の議案第89号平成19年度築上町一般会計補正予算（第4号）と日程第19、常任委員会の閉会中の所掌事務調査については、委員会付託を省略し、本日即決したいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、日程第18の議案第89号と日程第19の常任委員会の閉会中の所掌事務調査については本日即決することにいたします。

日程第18、議案第89号平成19年度築上町一般会計補正予算（第4号）について議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。

○財政課長（田原基代孝君） 議案第89号平成19年度築上町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成19年度築上町一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出する。平成19年9月21日、築上町長新川久三。

○議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第89号は平成19年度の築上町一般会計補正予算（第4号）でございますけれども、これ本日急遽提案させていただきましたが、本案は、小川池の導水管の漏水が9月7日の日に発覚いたしました。そういう形の中で急遽調査をいたしまして、幾ら金額がかかるかというふうな状況で、これは土地改良連合会の方に見積もりをさせましたところ、339万程度かかるんだらうと、このような見積もりを連合会の方からいただいて、急遽提案させていただく。

場所は奈古の県道を横断して、今度は国営でやりました、いわゆる捕場整備の中に農道がございますが、この農道の横にオクモトツジエさんという居宅がありますが、このすぐ横が漏水をしておるといふようなことで、急遽修理するために一応予算を計上させていただきます。

なお、財源については、非常に見繕いをした結果、一応一時借入金の利子が当初10億借りる予定でしてございましたけれども要らないだろうというふうな見込みで、この利子をもう一応

775万7,000円、一応財源振り替えをしてこの財源に充てると。残りは、一応予備費に持っていてこうと、このような考え方で提案をさせていただきました。

よろしく御審議のほど、そして御採択をお願い申し上げます。

○議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。武道議員。

○議員（14番 武道 修司君） ちょっと今私の聞き間違いなのかどうかわかりませんが、予算は399万円の予算になってるんですが、今町長の説明は339万円というふうに聞こえたんですけど、金額が違うのでその説明を再度お願いいたします。

○議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 399万円です。（「見積もりがですね」と呼ぶ者あり）99万。

○議長（成吉 暲奎君） よろしいでしょうか。

吉元議員。

○議員（12番 吉元 成一君） 見積もりしたところは正式名称で言ったんでしょうけど、土改連ですか。

それともう一点、700何十万の利息の中から充てるということですが、それを当てにして使わなければほかにないんですか。

○議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 交付税が若干まだ少しはあるんですけど、一応もう一借をしないでよからうという目鼻が立ったんで落させてもらったと。こういう状況でございます。

○議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第89号について採決を行います。議案第89号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第89号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第19、常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

それぞれの常任委員会委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可

したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査をすることに決定しました。

○議長（成吉 暲奎君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。

これで平成19年第3回築上町議会定例会を閉会します。

午前10時45分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員